

平成10年9月定例会商工農林常任委員会 10月14日

(鈴木和夫 君) おはようございます。

私の方からは、今、杉本委員の方からも話がありましたが、信用組合問題とコクサイホテルを中心に幾ばくかの質問をさせていただきたいと思います。

最初に、信用組合問題でありますけれども、先ほどの話がありまして、一つは基金のあり方についてお尋ねしたいと思います。

今回、信用組合の経営安定化基金ということで、先ほどの答弁で大阪府が三百億、全信組連が三百億、幸福銀行が百億、大和銀行が二百億、富士銀については拠出がなくなって、二十億の贈与であると、最終的に一千億の基金が九百億円になったという、この形で再度確認して、これでいいわけですか。

商工部副理事(富山隆生 君) 大阪府といたしまして富士銀行に経営安定化基金への支援を要請をしまして、その間一年ほどかかってきたわけでございますが、同行は、貸付金によります収益支援もまた直接所要額を贈与形式で支援するのも同じ効果であるという考えから、直接キャッシュとして支援する方法を検討していただいております。

富士銀行の支援は、現時点におきましては最終の決定には至っておりませんが、キャッシュベースで二十億円程度の支援を実行する方向で検討を進めていただいていると認識をいたしております。

(鈴木和夫 君) そうしますと、富士銀行の二十億というのはまだ決まってないわけですか。

商工部副理事(富山隆生 君) 実務段階ではその方向で話を進め、考え方は一定しておりますけれども、いわゆる富士銀行の最終決定ということには至っておりません。

(鈴木和夫 君) 当初、大阪府と全信組連と幸福銀行につきましては、早い時期にスキームの拠出金額も私も聞いたわけですが、特に富士銀行と大和銀行については随分と調整がかかっているというふうに聞いておられて、先週の代表質問でも確実な話としては伝わってきてませんで、特に大和銀行の二百億につきましてどのような形の交渉になっているのかについて具体にお尋ねしたいと思います。

商工部副理事(富山隆生 君) 現在、大和銀行と折衝いたしております。大和銀行の方からは、二百億円の支援、条件といたしまして支援金利を東京オフショア市場の短期金利でございますいわゆるTIBOR - -東京銀行間の取引金利でございますけれども、現在ですと一年物で〇・六九%ぐらいになるかと思いますが、それプラス〇・二五%という一年見直しの変動金利で、十年間ではどうかという提示がございます。

ただ、この条件でいきますと運用リスクが大きくなりますために、現時点におきまして同行との間におきまして、少なくとも十億円の利ざやが抜けるといいますか、稼げるという運用方法について協議を進めている途上でございます。本府としましては、これについてもめどが立ったものと認識をいたしております。

(鈴木和夫 君) 今のお話ですと、再度別の質問をするんですけど、大阪府が三百、全信組連三百、幸福が百、この分について幾らで基金に貸されようとしているわけですか。

商工部副理事(富山隆生 君) 現在確定をいたしておりますのは、今お話しありました大阪府、今回予算をお願いいたしております三百億円、それから全信組連の三百億円、そして幸福銀行の百億円、これは確定をいたしております。そして大和銀行の方から今お願いいたしております二百億円、これを九百億円の基金として運用をしますと、そして果実として百億円を生み出すわけでございますけれども、それとは別に、実質果実として富士銀行から二十億円の支援をいただくということでございます。

(鈴木和夫 君) そうじゃなくて、今のは幾らの利息で貸されるんですかと聞いてるわけです。

委員長（奥野勝美 君） 富山副理事に申し上げます。きちっと挙手をして発言を求めてください。富山副理事。

商工部副理事（富山隆生 君） 大阪府、それから全信組連、それから幸福銀行につきましては、〇・一％で基金に拠出をお願いをいたしております。大和銀行につきましては、先ほど申し上げましたとおり、基金に対しましてTIBORプラス〇・二五ということで支援をお願いするということになっております。

（鈴木和夫 君） 大和銀行につきましては、その〇・二五はいいんですけれども、TIBORが〇・六九ということですから、これ足しますと〇・九四になるわけですけども、こういうふうな普通の私どもの今までの認識は、基金についてはそれぞれ同じような、平等なレートでやっていくというふうに認識してたわけですが、このような形でいいのかどうか、お尋ね申し上げたいと思います。

信用組合管理監（山田信治 君） 大和銀行、富士銀行に対しましては、特に我々の大阪府あるいは全信組連あるいは幸福銀行と同レートという前提で協議はいたしておりません。それぞれの立場もございましたので、いろんな可能性について模索しながら協議を進めてきたということでございます。

大和銀行につきましては、今お示しいたしましたように、TIBORプラス〇・二五ということ、今提示がありまして、協議を進めているわけでございますけれども、一年見直しということになりますので、当然運用側で長期固定運用になりますと逆ざやになってしまうという可能性が十分にございます。したがって、TIBORプラス〇・二五の支援金利を仮に前提に置くとしても、当然〇・五％以上のさやを抜く一年変動商品でさやを抜いていくという形で確定をいたしませんと、運用の方を確定いたしませんと、確実に支援をいただくということにならないということで議論を進めておるところでございます。当然一年見直しでTIBORプラス〇・二五に〇・五以上オンできるような金利で運用ができるような形、それを具体的に協議をしているということでございます。

したがって、少なくとも十億円の確定的な支援というものを確保したいという方向の協議になっておるといふふうに御理解を賜りたいと思います。

（鈴木和夫 君） 逆ざやにつきましては、後でちょっと質問させていただきますけど、そうしますと、果実の視点でお尋ねしたいんですけど、今回資金贈与として百二十億の支援額が出てるといふ形で、この分について、今言いました富士銀行二十億はわかりますので、あとの分について具体的に個々の支援額についてお尋ね申し上げたいと思います。

信用組合管理監（山田信治 君） ちょっと議論がふくそうしておりますので整理いたしますと、富士銀行からはキャッシュで二十億でございますので、百二十億の内数としての二十億とお考えいただいたら結構でございます。あと、大和銀行につきましては、今十億というふうに私、利ざやを抜きたいというふうに申し上げましたので、百二十三億のうち十億が大和銀行の支援から獲得できるものというふうに認識をし、調整をいたしております。

それから次に、幸福銀行でございますけれども、幸福銀行につきましては、大同グループという四つの信用組合の再編、これが幸福銀行と関係があるグループでございます。このグループの再編に必要な資金については、すべて幸福銀行から生み出すと、幸福銀行の支援によって対応するというのを原則にいたしております。したがって、既に大同信用組合に七十億円の出資支援がなされ、今後二十五億円の出資支援を予定いたしておりますけれども、それ以外に再出資支援対応分として十二億、事務費として一億、十三億円をこの幸福銀行の百億円から生み出したいというふうに考えております。

そういたしますと、トータル四十三億円になりますけれども、残り八十億円を本府及び全信組連からの支援金、〇・一％十年間の支援金によって運用し、稼いでいくという考え方になるかというふうに思っております。

（鈴木和夫 君） 確認しますけど、今の御説明で大阪府が四十億、全信組連が四十億、幸福が十三億、大和銀行が十億、富士銀が二十億、合計百二十三億でいいわけですね。この百二十三億をそれぞれ先ほど論議ありました出資金に充当、それから自己資本の四％の不足分に注入する、それから経営支援として拠出する、あと三億は事務費と、この百二十三億のお金を成協と大阪庶民と大同に対してそれぞれ拠出するわけですよ。支援する

わけです、資金譲与するわけです。この分について、今言いました一つ目が出資金に充当する金額、それから自己資本四％に対する充当注入額、それから経営支援に対するお金、この三つに分けてひとつ、細かな数字になりますけども、御説明願いたいと思います。

商工部副理事（富山隆生 君） この三月期の数字をもとに御説明をいたしたいと思います。この事業譲渡の完了後に受け皿が受け取ります資産総額から今回の早期是正措置基準の自己資本比率四％を達成するのに必要な資本の新規の資本額としましては、三グループございますが、成協のグループにおきますとさらに必要なのは四十四億円必要ということになります。それから、大阪庶民信用組合のグループでは四十四億円必要となると、それから大同信用組合のグループにおきますと三十七億円必要となる、合計百二十五億円必要となりますけれども、大同信用組合におきましては、今後、事業譲渡後に二十五億円の追加出資をいただくということに話になっておりますので、百二十五億から二十五億を引きまして百億円が基金から必要な新規の資本額ということになります。

その内訳でございますけども、百億円のうち再出資としましてはトータルで約七十三億円が必要と考えております。さらに、再出資で足りない部分が直接支援という形になるわけでございますが、これが二十七億円ということでございます。

さらにまた、この新規資本額百億円とは別に、初期の経営の困難をカバーするために、経営支援ということで二十億円を考えておりますけれども、これは成協のグループと、それから大阪庶民のグループに対して支援をしたい。大同のグループにつきましては、幸福銀行が別途ここについてはカバーをするということになっております。

それから、事務費といたしまして三億円を別にしますと、合計百億円と二十億円と三億円で百二十三億円が基金から必要ということになります。

（鈴木和夫 君） そうしますと、その支援した直後の自己資本比率は幾らになるのか、現時点での支援する前の自己資本比率をちょっと御説明願いたいと思います。

商工部副理事（富山隆生 君） 事業譲渡によりましてそれぞれ三グループに、数字はそれぞれ違いますけれども、約二千億円規模の資産が事業譲渡がされると。これは今後検査によって数字が確定するわけでございますが、現時点におきますとそれぞれ約二千億円程度ということになります。

現在の資本のまま自己資本比率をはじめますと、成協グループにおきますと〇・六七％になります。それから大阪庶民のグループにおきますと一・三〇％になります。それから大同の信用組合のグループにおきますと二・〇〇％ということになりまして、今回の基金による自己資本の充実策の結果どうなるかといいますと、成協のグループにおきますと四・〇一％、それから大阪庶民におきますと四・〇〇％、それから大同の信用組合は、基金からの部分だけを積み上げますと二・六八％になりますけれども、さらに先ほど申し上げました幸福銀行等関連会社からとを含めまして二十五億円の追加支援を受けることになっておりますので、四％をクリアするというところでございます。

（鈴木和夫 君） 資金贈与の中身につきましては、先ほど杉本委員からも特に七十三億円のあり方についての論議があったわけですが、私の方は別の視点からお尋ねをしたいんですけど、大阪府の三百億円の貸し付けの件ですけども、特にこの三百億円が、大阪府が商工部としてどのような財源を確保されるのかと、今大阪府は会社更生法適用寸前でございますので、当然一般財源がないわけで、借りてこれようかと憶測するんですけども、その場合の予測される利息レートをお示し願いたいと思います。

商工部副理事（富山隆生 君） 今お話しありましたように、大阪府、大変財源難でございますので、今回の基金につきましても、一般財源ではなしに、一時借入金等、一時借入れによりまして対応したいと考えております。これに要する経費でございますけれども、三百億円の借入れを行った場合、年度当初から年度末まで通年で市中銀行からいわゆる短期プライムレートでの借入れ、資金調達した場合でございますけれども、短期プライムレート、現在一・五になっておるようでございますが、一・五で借入れまして、〇・一で貸し付けるということで、そのさや一・四％が府の負担分ということになりますので、三百億円を掛けますと約四億二千万円ということになるかと思っております。十年間でいきますと四十二億円ということになるかと思っております。

(鈴木和夫 君) 短プラで一・五としますと四億五千万で、逆に大阪府が基金の方に〇・一で貸すので、三千万しか入ってこない。トータル差し引き実質負担としては年間に四億二千万の要するに負担と、これを今回、十年の基金ということになってますから、十年にすると四十二億円の負担になると、こういうことでいいわけですね。

そうしますと、私は、この四十二億円というのが実質的に大阪府の今回のこの再編にかかわる公費負担という性質だというふうに理解するんですが、それでいいわけですか。

商工部副理事(富山隆生 君) そのとおりでございます。

(鈴木和夫 君) そうしますと、今こんだけの低金利の時代で、今短プラが一・五%、当然これよりも将来的には下がるよりも上がる方の可能性の方が大きいと思うんですね。そうしますと、十年のスパンを見た場合については、今四十二億円ということでありませけれども、四十二億円が一番最低の水準であって、これから五十億も六十億も上がってくる可能性はあると思うんですけど、その辺の認識はいかがでしょう。

商工部副理事(富山隆生 君) コストの問題でございますけれども、現在、金利につきましては、これが底だと言われながらまだ下がっております。今後、金利は上がることが考えられるわけでございますけれども、申し上げましたように、短期プライムレート一・五が上がったとしても、例えばでございますけれども、一年間の経費が現在四億二千万が四億五千万なりに上がったとしても、それと同時に基金で運用する金利そのものも上がるものと考えております。そうしましたら、早く基金の復元が図れますので、現在十年間というスキームが、金利の動向によりませけれども、短くなるということも考えられますので、総額的には変わらないのではないかと考えております。

(鈴木和夫 君) 借りる方は変動で借りるわけですよ。だから、今の一・五ですよ。貸す方は〇・一、固定でしょう。固定である限りは、そんな理屈ならないと思うんです。

信用組合管理監(山田信治 君) 御指摘のとおり、大阪府からの支援分を固定金利で運用いたしました場合に、その固定金利が幾らになるかということにも当然よりませけれども、逆ざやになって利子負担が増になるというケースはあり得るということでございます。

(鈴木和夫 君) 今の副理事の答弁は間違いということですか。間違いだったら訂正してください。

商工部副理事(富山隆生 君) 貸し付けが〇・一で固定ということを認識いたしておりませんでした。認識違っておりました。訂正をいたします。

(鈴木和夫 君) そうしますと、私、昨年からの、今回の安定化基金をするというこの基金方式から見ますと、三百億を今この低金利のときにつき込んでやる方式も一つの方式なんですけれども、最後の土壇場で富士銀行さんが基金を積まずに二十億円という譲渡方式にしたのは、僕は、一つは民間金融機関の賢明な方策ではないかと思うわけですよ。

先ほどの百二十三億のうち、大阪府の負担が四十億円あります。そうしますと、四十億円は、これは公金負担になるわけですから、そのまま抛出するわけですから、今言いましたように、三百億を積んで、仮に一・五の今のレートでいって四十二億円の負担があるわけですから、単純にこの商工部の皆さん方がお立てになった案からすると、基金で積むよりも、むしろこの四十億円を抛出した方が今の時点からすると得策ではないかと思うわけですけども、御意見をお伺いしたいと思います。

信用組合管理監(山田信治 君) 現在の低金利状態からいたしますと、確かに先生の御指摘はごもっともであろうというふうに思います。ただ、仮に四十億なら四十億相当の一般財源を活用した出し金の支援を実行いたしますと、その時点で四十億は出し切るわけでございますから、十年間仮に四十億を一定の金利で運用した場合に得られるであろう金利というのは当然想定されるわけでございますから、その金利が返ってこない。したがって、四十億プラスアルファの負担になるだろうというふうに想定されます。そういう逸失利益がございます。

そういう意味では、なかなか計算がしにくいわけでございますけれども、確かに一気に四十億円を出すという方法は、極めて効率的でもありますし、現在のような低金利状況の中で運用に苦しむことがないという意味合いでは、我々サイドとしては確かにありがたい方法であるわけでございますけれども、従前から本府の場合には、信用組合の破綻処理に当たりまして、こういった貸付金をもった収益支援方式を一貫してとってまいりましたこと、そういう経緯がございましたので、一年ほど前に明らかにしました基金構想の具体化につきましても、それを前提に組み立ててまいりまして、各支援機関との関係におきましても貸付金を基本に要請をしてまいりました。そういった経緯もございます。

そういった経緯の中でこういう措置がなされたということでございます、結果的にいえば、ここまでの低金利になるとすれば、先生おっしゃるような確定的にキャッシュで確保するという方策を追求すべきではなかったかという反省も確かにございます。

(鈴木和夫 君) そうしますと、私一番ひっかかったのは、今まだ富士銀行さんが二十億が未定であるということが一つと、大和銀行さんがこの段に応じて、当然の銀行のことですからお金を貸すことが商売になるわけですから、〇・一で貸すなんてことはとても考えられないわけで、今のお話から聞くと、約〇・九四%という高額なレートになってきているわけです。これは賢明な判断なんですよ。

大阪府と信用組連については趣旨が違うから別としても、幸福銀行さんそのものも早々と〇・一にされてますけれども、ここからもやはり不足の御意見も出てくるかと思えます。こういった形でのスキームを一年かけてやってこられましたけれども、再度こういう形で富士銀行さんの例に倣って変更する可能性はないんですか。

信用組管理監(山田信治 君) 本府の支援につきましては、現に予算を計上させていただいてますし、残念ながら現時点で一般財源が枯渇している状況でございますので、こういった手法によらざるを得ないだろうというふうに思います。もちろん今後、各支援機関と具体化する段階で若干の微調整はある可能性もあると思えますけれども、基本的には収益支援方式を全信組連あるいは幸福銀行も実質的には決定されているというふうに我々認識いたしておりますので、この方式は変わらないというふうに思います。

富士銀行さんの御判断は、確かにキャッシュで出すのも収益支援で出すのも効果的には同じではないかというふうなお考えでございまして、今回出し切り支援の方向で検討を進めていただいておりますけれども、他の九百億円につきましては、貸付金ベースで収益支援方式で基金に協力するという形になるというふうに見込んでおります。

商工部長(鈴木重信 君) 若干補足させてもらいますけど、先生お尋ねは負担の問題を言われてるんだと思うんですが、大阪府なり組連、それから幸福銀行につきましては、包括的に、幸福銀行の場合は自分の所管する四組合ですが、大阪府なり全信組連の場合は、破綻した信組十組合に対して一定責任を持つということでございます。ところが、富士銀行なり大和銀行さんに対しては、全体の再編について責任があると、いわゆる関係する度合いというのは、言ってみれば弘容の破綻に一定関係があるということですので、これ以上の負担を求めることはまず無理があろうかと思えます。

そして、富士銀行さんがこういう収益支援方式で出したということは、私どもにとりましては一千億円の基金を組成することが目的じゃなしに、そこから百二十三億円を生み出すということが目的ですから、そういう意味から考えれば、二十億円を確定的に出してもらえるとすることは、同等以上の効果を持つものというふうに私は考えております。

(鈴木和夫 君) 私が申し上げているのは、大阪府も責任はあろうかと思えますけれども、大阪府の負担をできるだけ軽減することが問題でありまして、基金方式でやるのか、一時のそのまま出し切り方式なのかということを考えると、今の計算でいくと、一時で出した方がより大阪府としては負担が少ないではないかと言っているわけです。

例が悪いですけど、例えば離婚する場合に、もうあんたとはやめやと、手切れ金でぱっと突っ込んで後くされないのと、あと毎年養育費払って十年間引っ張られるのとの違いやと僕は思うんですよ、例が悪いですけどもね。そういうふうに、僕は問題なのは、後でまた質問いたしたいと思えますけれども、十年間かけて三信組そのものが生き返ればいいですけど、もしまたおかしくなってくると、十年間引っ張ってるわけですから、当然まだ養育費も払ってる段階で大阪府もまた大きな負担がかかってくるの違うという危惧があるわけです。お尋ねしたい

と思います。

信用組合管理監（山田信治 君） まず、運用の問題でございますけれども、正直申し上げまして、財源調達には総務部の仕事でございますので、総務部としてもできるだけ本府の負担軽減を図るという観点から資金調達を考えるというふうに思います。したがって、当面短期で回す方が有利だという判断があつてこういう措置をとっていると思いますけれども、金利動向いかにによりましては、別途の対応も検討するかもしれません。そういった状況でございますので、総務部と十分協議をしながら、実質的な大阪府の負担を極小におさめるという努力は今後ともさせていただきたいというふうに思っております。

それから、基金が十年間引きずられるということでございますけれども、今回のスキーム、先ほど来御説明いたしておりますように、再編に当たりまして必要な百二十億をまず拠出をするということがございます。したがって、残余の余りました資金をもちまして十年間運用いたしまして、元本復元を図るということが基金の目的になりますので、必要資金拠出後基金が役割として持つのは、運用して元本復元を図るということに尽きますので、その基金に今後仮に信組が何らかの経営問題を生じたときに、この基金から新たに生じた問題に対して対処するという事は、実際上の約定からもあり得ないし、各支援機関との関係からできない話であろうというふうに考えております。

（鈴木和夫 君） そうしますと、再編後の三信組、受け皿信組の経営見通しというか、ちょっとお尋ねしたいんですけど、最終的に今、この受け皿の三信組の成協、大阪庶民、大同の店舗数がどのような店舗数になるのか、お尋ね申し上げたいと思います。

商工部副理事（富山隆生 君） 現在、三グループごとの再編協議会を持たれまして検討を進めておるところでございますが、グループごとで店舗数につきまして申し上げます。まず、成協のグループでございますが、現在五十六店舗ありますが、これは二十四店舗になる予定でございます。それから、大同信用組合のグループ、大同グループは、現在三十九の店舗がございまして、これは十五店舗になる予定でございます。それから、庶民のグループでございますが、現在四十一店舗ありますが、まず事業譲渡の時点におきましては二十一店舗になります。その後、再編後でございますが、その中の庶民の信用組合の店舗をさらに二店舗減するというところでございます。

（鈴木和夫 君） リストラかけてトータル六十店舗ないし五十八店舗になるかと今御説明ありましたけれども、特に新しい、先ほどの答弁で、当然不良債権を処理するので、健全な流れになってくるということですが、金融の自由化ということで、特にそれぞれの信用組合そのものも都銀から攻められ、地銀から攻められ、特に信用金庫から競合してくると思うんです。

本来の信用組合という特殊性というか、地域金融機関としての使命からすると、今お話がありまして、私ちょっと各店舗の状況をこちらの方でつくってもらった分に手を加えまして、こういう形でリストを出してみたんですけど、大同グループにつきましては、今説明がありましたように、十五店舗ということで分布したんです。

こういうふうに普通信用組合の形態というのは、地域金融機関やから、例えば一つの市とかごく狭い範囲でこういう形で店舗展開して、その地域における地域金融機関としての業績が残せるわけですけども、これは大同グループ、全体的に大阪中心に広がってるわけです。それから、成協グループにつきましては満遍なくこういう形で広い形になってます。それから、庶民につきましては大阪市内中心でこういう分布になってるわけです。こうしますと、このような店舗展開については、これは信用金庫そのものの店舗配置の形なんですよ。

こうしますと、本来の信用組合というげた履きの、自転車に乗ってかばんを持って、おっちゃん、おばちゃんというような形の営業展開が果たしてとれるのかという、特にこの三つの大同と成協とこの分を三つ重ねました。そうしますと、それぞれ確かにこの三つの受け皿三信組が出発した時点では、不良債権が消えてきれいなさらの状態ですけども、これからこの三信組そのものが、見てもらったように、ほとんど支店が重なってる部分もあるわけです。となってくると、この三信組そのものが今度は競い合いをせないかんという、こういう状況になるわけです。このような再編のもとでこの三信組がうまく成功するかどうかについては、この地域を見ても大変厳しいと思うんです。この辺についての御認識はどうか、お伺いしたいと思います。

信用組合管理監（山田信治 君） 私どもがこの再編案を構想いたしました段階で店舗配置、営業エリアにつ

きましてさまざまな議論を積み重ねてまいりました。大阪の場合には、極めて経済過密でございますし、産業過密でございます。府下の府域全体もそんなに広くはないという状況でございますこと、それから現時点で存在をする二十組合、それから木津信組以来できてございました二十五組合が十組合以下に半減いたします。

そういうことを考えますと、むしろ再編組合も地域的に一定の競合関係を持たせながら、一定の競争を前提に置いて組み立てる方がベターというふうに判断をいたしまして、現在の再編の組み立てに着地をいたしました。いろんな危惧はございますけれども、むしろそういった適正な競争を前提に置きまして、信組がそれぞれの営業活動を展開される方が、今後の経営にとってもプラスになるのかというふうに考えておるような次第でございます。

（鈴木和夫 君） ことしの九月の二日にこの商工農林常任委員会で全国信用組合中央会の方に勉強しに行かせていただきました。これは全委員さんお持ちの資料なんですけれども、そのときに全国でもらった資料で、特に大阪の実態を詳しく列記されてましたので、これを見ますと、大阪の再編後の状況を見ましても、大変厳しい数字が出てくるわけですよ。

ちょっと御紹介申し上げますと、貸し金につきまして、例えば百万円未満の場合は、全国平均二・一に対して大阪が〇・七というふうに大変小口の貸し出しが低いんです。ところが、十五億円以上の貸し付けが、全国平均が六・三%に対して大阪が一八・七%というふうに三倍ぐらい多いわけですよ。特に一億円以上見ましても、あるいは三億から五億、こういうふうに全部貸し金の金額別に出てるんですけども、今御紹介申し上げましたように、多くの金額を貸し付けてるのが大阪であって、全国平均からすると小口があるという、こういうことからしますと、大阪の信用組合の今までの営業方式、形態というのは、これからの再編では大変厳しい。

特に、先ほどの答弁でもありましたけども、小口の顧客を中心にしていくというお話しなってますけど、実態的には大阪の信用組合の顧客というのは比較的大口の形にしてるわけですよ。当然これからのビッグバンにおいては、都銀も地銀も信用金庫も農協も寄ってたかって、たとえ小口であろうと大口であろうと、優良なところにはどんどん行くわけですから、特に信用組合の場合は組合員でなければ要するに貸し出し、借り入れできないというハンディがあった中で、この数字から見ましても大変厳しい状況だと思うわけですよ。

そういった中で、大阪府が主導的にいろんな幸福銀行であるとか大和銀行、富士銀行さんを寄せてきてつくったけれども、スタートした後、あとは知らんねんというような先ほどの私は答弁だと理解したんですけど、当然大蔵の金融監督庁が処理されるという思いがあるから、あとはこのまましてしまえば、あとは大阪府知らんと、そういうふうな認識というふうな私は答弁に聞こえたんですけども、その辺についてはどうお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

信用組合管理監（山田信治 君） 貸し付けの平均規模につきまして、確かに全国平均から比べまして大阪は多額でございます。このことが大阪府下信用組合の債権の不良化の一つの要因とも考えられるわけでございますけれども、ただ大阪の場合には、全国平均と比べまして、やはり経済規模も違いますので、必ずしも一律に論じられない部分はあろうかと思えます。ただ、大阪の信用組合の場合に大口貸し付けが多くて、それが不良化して経営危機を招いたということは否定できませんので、先生の御指摘はごもっともかというふうに考えております。

したがって、今後の課題といたしまして、可能な限り小口化も促進をいたしまして、安全な、貸し付けリスクを極小におさめた経営方針を確立をいたしまして対応していくことが強く求められているし、本府としてもその方向で指導すべきだろうというふうに考えておるところでございます。

従前、破綻をいたしました木津信組、大阪信組を初めといたしまして、現在の再編対象になっておる組合につきましては、そういった大口志向が強かったことを否定しがたいところでございますけれども、現在の受け皿組合以下存続組合につきましては、むしろ小口にある程度特化しながら営業活動を進めているというふうな経営方針を持っておられますので、そういう経営方針を堅持していくなら、この再編実行後も十分に地域における金融機関として存続可能ではないかというふうに考えておるところでございます。

（鈴木和夫 君） 都市部の特殊事情とおっしゃいますけど、東京も出てるんですよ。今言いました十五億円以上の貸し出しで一八・七ですけど、東京が八・六なんです。だから、大阪だけなんです、厳しいのは、都市部とおっしゃるけど、大阪だけなんです。東京なんて八・六なんです。

そういうようなこと言っても時間ありませんので、ただ私が言いたいのは、今後そういった形で、特にこの企業でもそうですけども、生き残っていくと思えば、やはり経営者そのものの資質だと私は思うんですよ。

今回、受け皿の三信組そのものができるわけですけど、この三信組の経営者は、一体だれが責任持って経営されるのか、具体的にわかっておられると思いますので、発表できればしていただきたいと思います。

信用組合管理監（山田信治 君） 現時点、先ほど副理事がお答え申し上げましたように、店舗配置がほぼ確定をいたしまして、現在、職員数の問題でございますか、組織体制、役員構成等について再編協議会で種々協議を進めておるところでございます。

順次申し上げますと、まず大阪庶民のグループにつきましては、大阪庶民信用組合自身が現在、大同生命からの派遣職員といいますが、出身の方によって中心的に経営が担われておるところでございます、我々としては大同生命に対しまして、現在経営を担っておられる大同生命出身の役員の方々が中心になって事業譲渡実行後も経営を担っていただくようお願い申し上げているところでございます。ただ、大同生命からは最終的な返事をまだいただいております。協議途上でございます。

それから、幸福グループの大同グループでございますけれども、大同グループにつきましては、これはすべて四組合とも幸福と人的、投資的關係がございました組合でございます、必要資金につきましてもすべて幸福銀行の負担において処理をするという前提でございますので、今後の新大同信用組合の経営者も幸福銀行からの派遣または出身者をもって役員を中心的に構成していくことになるというふうに考えておりますし、そのことについて幸福銀行からは御了解を賜っております。

それから次に、成協のグループでございますけれども、成協のグループにつきましては、純独立系の組合だけが集まるグループでございます、現時点で経営者の問題についてめどが立っているわけではございません。ただ、この問題は極めて重要な課題でございますので、この間の再編協議会、あるいは五組合集まりました理事長会議等を適宜開催をいたしております、経営組織体制について鋭意方向性を明らかにすべく協議を進めているところでございまして、成協につきましてはいましばらくお待ちをいただきたいという状況でございます。

（鈴木和夫 君） やっぱこれは民間企業なんで、経営者のいかんによって、それぞれの金融機関の本当に経営者そのものの資質によって浮沈が決まってくるわけですから、このお金を出す段階においてだれが責任持ってやるかわからへんというのは、僕は無責任だと思うんです。そこまでされるのであれば、大阪府からいろんなことが多いわけですから、大阪府からも行って、旗を振って本当に成功さすぐらいの意気込みでやらなければ最後の責任とれないと思うんですよね。それで、そのことについてはいいですけども、最終的にそれぞれの三信組 - 成協、大阪庶民、大同については、具体的な立ち上がりはいつぐらいになるのか、めどがあればお示ししたいと思います。

商工部副理事（富山隆生 君） この破綻した組合につきまして、今後府の検査を経て、預金保険機構と協議が調いますところから順次受け皿組合に事業譲渡をしていくということでございまして、十一月二十四日の中国信用組合がその初めとなります。そういうことで、成協のグループが最終的に立ち上がりますのは、年内度すべて終わるということでございます。それから、大同のグループにつきましては、来年六月をめどにいたしております。それから、庶民のグループにおきましては、来年の八月がめどになろうかと思っております。

（鈴木和夫 君） 時間もありませんので、信用組合につきましては、今後またあとの委員さんも質疑が続きますので、私としましてはもう少し推移を見きわめたいと思います。

それから、時間の関係で、コクサイホテルにつきまして若干御質問を申し上げたいと思います。

コクサイホテルにつきましては、せんだっての本会議での質疑を聞いておまして、大阪府としてはコクサイホテルの存続については大変厳しいような認識で、清算に入るような形で聞いておりますが、きょうの時点、現時点で後の受け皿となる企業の動向あるいは結論についてわかる範疇でお示しを願いたいと思います。

新産業振興課長（矢野学 君） 現在の新ホテルに向けましたスキームの構築の状況でございますけれども、本会議でも御答弁申し上げましたように、昨今の景気低迷、大変大きなものがございまして、またホテル業界の府内の競争激化がございまして、こういうことから考えまして、総じてホテル事業に対する企業の投資意欲は大変冷え込んでおまして、新ホテルの建設に向けましたスキームの構築については大変厳しい状況にあるというぐあいに認識をしております、構築につきましては、

（鈴木和夫 君） 質問してるのは、今の具体的な企業がどうなってんねんという、その話です、質問したのは、

委員長（奥野勝美 君） きちっと聞いて、的確に答えてください。

（鈴木和夫 君） 聞いている話は、当初住友生命さんが外れますと、いろんなゼネコンさんであるとかいろんなホテル業者さんに対して今アプローチしてますというような話聞いているわけです。そのことについて、きょうの時点でどうなってるのかと聞いているわけです。

新産業振興課長（矢野学 君） 平成九年二月に関係事業者間で枠組みを構築いたしまして、調整を進めておったんですけども、土地を保有しております住友生命につきましては、七月の段階で当計画から撤退をしたいという意思表示をしたところでございます。それ以降、経営会社、これは在阪の金融機関中心とした企業の枠組みについて種々調整を行ってきたんですけども、現在の時点におきましては非常に厳しい状況にあると認識をしております。

（鈴木和夫 君） そうすると、すべてのそういう参画してくれる企業はなくなったということではないわけですか。

新産業振興課長（矢野学 君） 本会議でも答弁させていただきましたように、一応年内はまだ一部在阪企業を中心に調整も行ってまいりますので、年内はぎりぎりの調整を続けていきたいというように考えておりますけれども、非常に厳しい状況は厳しい状況であるというように考えております。

商工部長（鈴木重信 君） もともとの案を基本としたスキームについては、今、大和銀行を支える企業中心にやってるわけですが、これについては非常に難しい状況ということでお答えをしたと思います。ただ、せっかく来新聞にこのコクサイホテルの問題が出て以降、いろんなところから、例えば譲り受けるよというような話とか、それ以前に、もともと基本の枠組みが難しいという中で、我々自身がほかへ働きかけをしたところがあります。そういったことが現実には物になるかどうかという作業は、まだ一応努力を続けております。

（鈴木和夫 君） そうしますと、清算を仮定という形で質問をさせていただきたいんですけど、今の時点でコクサイホテルを要するに清算するとした場合、今、清算した場合のすなわち国際見本市協会の借入金であるとか、負債ですよ、例えば当然四月になれば職員の退職金とかテナントの立ち退き料とか、そういったことを一切財切含めてどれぐらいの金額になるのか、お示ししたいと思います。

新産業振興課長（矢野学 君） 現時点で清算をするというように仮定いたしますと、清算に要する経費の主なものは、大阪府、金融機関からの借入金、これは三十億二千万でございます。それとあと協会職員の退職金、これが約十二億、計四十二億、そのほかといたしまして、ホテル内で営業しておりますテナントの営業補償あるいは清算経費、合わせましておおむね五十億程度になると考えております。

（鈴木和夫 君） そうしますと、今の厄介なのは、土地が大阪府の持ち物でありまして、建物が見本市協会のものであるということで、当然清算しようと思えば、地主の大阪府が、コクサイホテル、見本市協会に対して借地権が発生してるのでこれを払わないかんとした場合、逆に見本市協会から見て大阪府から幾ら入ってくるのか、鑑定をとられてると聞いておりますので、よければ数字を明らかにしていただきたいと思います。

新産業振興課長（矢野学 君） 協会の保有資産につきましては、唯一でございますけれども、昭和四十六年から府有地を賃借をいたしまして、有料で払っておったということで、私どもとしては借地権つき建物価格はあると思います。現時点において私どもの評価としては、その価格は約五十六億円と見込んでおります。

（鈴木和夫 君） 一般の例えば企業の場合でしたら、そういう形で当然借地権が発生するわけですから、もし召し上げる場合はその金額を借地権に対する補償という形で払わないかんとということになると思うんですけど、よう考えてみますと、この見本市協会の経営者というのは、確かに国際見本市協会ということですけども、これは実質的には大阪府が要するに外郭としてやってる形で、一般から見て大阪府そのものがやってるという、会長さんが知事さんだというふう聞いておりますし、こういった形で法的に借地権そのものが発生するのかどうか、

ちょっと私は疑問だと思うんです。その辺につきまして御意見伺いたいと思います。

新産業振興課長（矢野学 君） 先ほどもお答えさせていただいたんですけれども、昭和四十六年から見本市協会は府の公有財産、これは普通財産でございましたけれども、それを借りてみずからホテル経営をやってきたということでございまして、いろいろ御異論はあろうかと思えますけれども、一応法律的に申しますと、土地の賃借権としての権利が建物所有者には発生しておるというように考えております。

（鈴木和夫 君） 確かに大阪府行政と、財団法人国際見本市協会ということですから、当然法人が違いますから、法的な形の根拠は成り立つと思うんです。ただ、実態は大阪府なんですよ。自分でお金を払ってもらうということになるわけですよ、形とすれば、そういった形が今の大阪府の財政の状況のもとで認められるのかどうかというふうに疑問があるわけですよ。

このことについて、法的な形では今おっしゃいましたけれども、実質的な理論としてはそのような形が構築できるのかについては大変ややこしい - ややこしいというか、釈然としない部分があるんですけど、このことにつきましては、法的な根拠がもしあるのであればお示し願いたいと思うんですけど、どこにそういうような形になってるのか、お尋ねしたいと思います。

商工部副理事（芝池幸夫 君） 今お尋ねの見本市協会の経営実態の話かと存じますが、確かに代表者は知事が会長に就任しております、歴代OBが常勤役員として、卒業後といいますが、退職後実務に携わってきておるといことにおいて、本会議の代表答弁でも実質上大阪府が経営してきたという答弁をさせていただいておりますけれども、経営の実態を見ますれば、大阪府はその中核をなします基本財産に二六%の出資をしているだけでございますし、これまで事実協会はみずからの経営の力でもって市中からも資金を調達し、経営をしてまいりましたから、先生今一部そういう役員構成、最近の経営の厳しい状況を踏まえてそういう懸念をお示しかと存じますが、私どもといたしましては、明確にこれは経営上も別の実体を有した民間法人であるというふうに認識しているところでございます。

（鈴木和夫 君） ちょっと例が悪いですが、たまたませんだって保証協会のお話がありまして、AさんがBとCの会社を持って、両方代取権を持ってるんです。ところが、保証協会の場合は法人が別であっても代表者が一緒であれば貸さないんですよ。そういう形で法的には別法人やから構へんねけども、要するに同じとみなして貸せへんというようなことがあるから、逆の話だと思うんですよ。

時間がないので、このことについてまだ時間がありますから、まだこれからの話なんで、詰めた形で論議したいと思えますけれども、一点だけ聞きたいのは、今回三億円の貸付金があります。このことにつきまして、三億円を投入して、今のスキームとすれば、今、年内に結論出すとおっしゃってるけれども、このままで三億円で清算するまでにそういった万が一のことがないのかどうか、あるいは三億円でいつまでこの見本市協会が経営が維持できるのかについてお尋ねしたいと思います。

新産業振興課長（矢野学 君） 今回の三億円でいつまで経営が維持できるかどうかということでございますけれども、今回の三億円で協会自体が経営健全化計画を策定いたしましたして、それによります収支見通し、これが予測どおりに運びますと、本年度末までの資金繰りにつきましては、特に支障がないというように考えております。

（鈴木和夫 君） あと三分しかありませんので、答えにつきましてはまたの機会で、知事質問がありますからお尋ね申し上げたいと思います。

最後に、津田サイエンスにつきましてお尋ねしたいと思います、七月の二十二日から分譲をされまして、どのようになったのかについてお尋ね申し上げたいと思います。

立地経済交流課長（江川武美 君） 津田サイエンスヒルズの分譲状況でございますけれども、まず公募につきましては、研究施設等を対象に三区画について、去る七月二十二日から十月二十一日までの募集期間で実施しているところでございますが、現時点では具体的な引き合いはございません。

一方、立地対象施設を先般、教育文化施設等に拡大して誘致活動を展開いたしました結果、地元を初め、地元

枚方市あるいは各議員の先生方など関係者の御協力もございまして、このたび、津田サイエンスヒルズ最大の二・一ヘクタールの区画に学校法人大阪信愛女学院の立地が決まりました。十月十二日付をもちまして契約を行ったところでございます。

学校が立地することによりまして、津田サイエンスヒルズ全体ににぎわいが生まれることを期待し、学校側のニーズにあわせ、区画全体を一体的に利用してもらうことを前提に、約三分の一を譲渡し、残り三分の二を賃貸することとなっております。

(鈴木和夫 君) そういう状況でございますので、当初、泉南の方の和泉もそうですけども、分譲という形になりますと多額な金額になるわけで、今回のようなケースで賃貸でも十分すれば相手方の団体、企業にとっては大変有利な形になるわけで、必ずしも全部は売らなくても、この形で賃貸で土地代として入ってくるならば、十分財政としてもあるので、今後そういった賃貸方式も積極的に導入する形がいいのじゃないかということが一つと、もう一つ重ねて言いますけども、今大阪府のこの分につきましては、基盤協会の方でセールスというか、販売なさってますけども、必ずしも大阪府、行政が地元の - - 地元というか、大阪全体の宅建組合、宅建団体といますか、そういったとこに声かけているんな情報をとって、当然手数料も払っても、今、津田の方は私、前回の委員会の質問で、年間にこの分のプロジェクトで五億の借入利息かかっているわけですから、毎年売れなければ五億の負担になるわけですから、当然不動産屋さんにも手数料を払ったとしても十分ペイすると思うので、不動産屋さんの方にも声かけをして、できるだけ早い時期に売り払うと、こういうような考えができるのかどうか、お尋ね申し上げたいと思います。

立地経済交流課長(江川武美 君) 施設の立地に関しましては、基本的にはやっぱり分譲を原則といたしておりますけれども、やはり早期の施設立地を実現いたしますためには、今後とも賃貸方式による具体的な立地希望がございませう場合、大阪府住宅供給公社並びに建築都市部とも協議を行いまして、相手方のニーズに柔軟に対応してまいりますとともに、お示しの民間活力を活用いたしました分譲活動につきましては、今後その具体的な手法や効果等について関係機関と協議検討してまいりたいと存じます。

(鈴木和夫 君) 時間来ましたので、以上で終わります。ありがとうございました。